

佐賀県環境教育等に係る体験の機会の場 の認定申請の手引き

(環境教育等促進法第 20 条に基づく認定制度)

令和 4 年 2 月
【令和 7 年 8 月改訂】

目 次

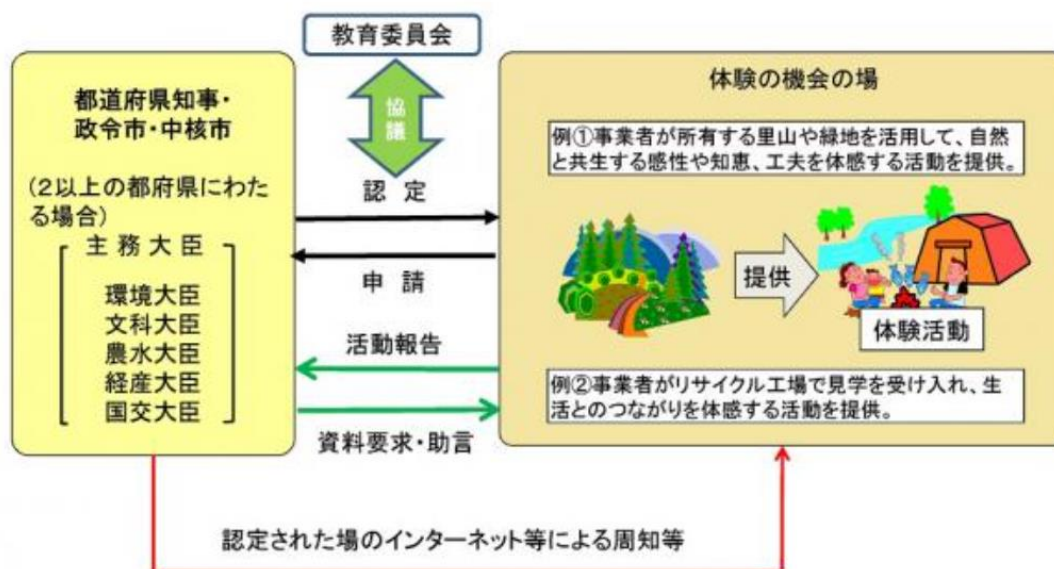
1	はじめに	1
2	認定の要件	1
3	申請の手順	3
4	認定の申請に係る提出書類	3
	別表第1（認定申請又は更新申請時）	3
5	通知等	5
6	認定体験の機会の場合に係る周知等	6
7	変更等の届出	6
	別表第2（変更及び廃止時）	6
8	更新	6
9	報告	6
10	認定の取消し	7
11	手続きの主な流れ	7
12	問い合わせ及び申請書等提出先	8
13	関係様式集	
	(1) 申請者チェック表（別添）	9
	(2) 認定申請書（様式第7）	14
	(3) 変更届出書（様式第8）	15
	(4) 廃止届出書（様式第9）	16
	(5) 更新申請書（様式第10）	17
	(6) 様式第1号～様式第9号	27
	(7) 様式第12号～様式第14号	28
14	参考資料	
	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の 推進に関する基本的な方針（平成30年6月26日閣議決定）（抜粋）	32

1 はじめに

佐賀県環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条に基づき、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民、民間団体等が、その土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が法で定められた要件のいずれにも適合している旨の知事の認定を受けることができる制度です。

この手引きは、本制度の申請等を行うに当たっての必要な手続きについて記載するものです。

<制度概要図>



2 認定の要件

認定を受けるためには、申請事業の内容が、以下の要件を満たしていることが必要になります。

- (1) 申請事業は国の基本方針（参考32ページ参照）に照らして適切なものであること
事業の内容が、基本方針の2（2）⑥「体験の機会の場の認定」に沿っていることのほか、基本方針の1（3）「取組の基本的な方向」に記す内容に反していないこと、その他基本方針に照らして適切なものであることが必要となります。

- (2) 申請事業が佐賀県環境教育等基本方針及び行動計画に照らして適切なものであること

佐賀県では、佐賀県環境教育等基本方針及び行動計画を法第8条第1項に基づく都道府県行動計画として位置付けており、県民や事業者等が体験の機会の場を提供し、環境教育等を実施することは、同計画に掲げる施策の推進に寄与する取組に該当しますので、申請事業の内容等により審査を行うこととなります。

※佐賀県環境教育等基本方針及び行動計画（平成27年度策定）の第3章参照。

詳しくは、次の県ホームページ（環境教育等基本方針及び行動計画）を御覧ください。

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00313757/3_13757_62519_up_m0rhzi2t.pdf

- (3) 申請事業において環境保全に関する学習の機会の提供を行うこと。

体験の機会の場で行う事業の参加者が、環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、当該体験の機会の場において、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた経験をする機会を提供する機会があります。

- (4) 申請事業について適切な計画が定められていること

体験の機会の場で行う事業が確実に実施されることが望ましいため、事業の計画性が必要となります。

- (5) 申請事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること

安全確保のための計画やマニュアル等の作成、スタッフへの事前講習等の実施、危険箇所の表示、参加者に対する危険箇所の周知などが必要になります。

- (6) 申請事業が特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと

体験の機会の場で行う事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことが必要です。

- (7) 申請事業が利益の分配その他営利を主たる目的とするものではないこと

体験の機会の場の提供に係る事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する場合等は、認定の対象外になります。ただし、当該事業自体が営利を主たる目的とするものではない場合に認定対象とするもので、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権等を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではありません。

(8) 申請事業がこれに1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること

(9) 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

土地又は建物に関して危険がある場合の危険回避のための措置のほか、定期的な清掃や、付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等について、計画を整備する必要があります。

※認定の申請ができない者

次のいずれかに該当する方は、認定の申請をすることができません。

- (1) 体験の機会の場を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (2) 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに（1）に該当する者があるもの

3 申請の手順

申請者は、本手引きを参照の上、必要な申請書類を作成し、佐賀県県民環境部有明海再生・環境課まで提出してください。なお、申請を考えている方は、申請手続きを円滑に行うため、事前に御相談ください。

申請書を受理した後、審査を行います。審査では、審査内容が認定の要件を満たすものであるかについて確認するとともに、必要に応じて現地調査も行います。

なお、認定の申請に係る標準処理期間は90日（申請者が補正等をしている期間は除く。）としています。

4 認定の申請に係る提出書類

申請者は、別添の「申請者チェック表」に必要な事項を記入して、認定申請書（規則様式第7）及び別表第1の添付書類と共に提出してください。（関係様式は、16ページ以降を参照）

別表第1（認定申請又は更新申請時）

添付書類	説 明
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	◎住民票の写し (発行日から6か月以内のもの)
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為	◎NP0 法人、株式会社、社団法人等の定款のある場合は、定款及び登記事項証明書

及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	◎財団法人の場合は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書 ※登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの ◎法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの。 ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の作成日、改訂日等
（３）申請者が法第20条第4項各号に規定する欠格条項に該当しないことを説明した書面	様式第1号
（４）申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における申請事業の実績を記載した書類	◎次に掲げる事項を含む書類（様式第2号） ・直前の事業年度に行ってきた事業の内容 ・事業年度、事業を行った場所、所要時間 ・事業の対象者、参加者数、指導者名 ※事業として複数の種類のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。
（５）認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加に要する費用の額及び事業の参加定員に関する事項を記載した書類	様式第3号
（６）申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請事業の計画書及び収支予算書	◎事業計画書については次に掲げる事項を含む書類（様式第3号） ・体験活動のプログラムの内容及び目的、所要時間、指導者名 ・参加定員数。参加費用 ※事業として複数の種類のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。

	◎収支予算書については、申請に係る事業の収支予算書とし、次に掲げる事項を含む書類（様式第4号） ・収支の見込み（参加費等による収入、助成金等） ・支出の見込み（講師謝金、場所代、人件費、庶務費等）
（7）認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類	様式第5号及び様式第6号
（8）認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	◎次に掲げる事項を含む書類（様式第7号） ・体験の機会の場合で行う事業に従事する者の氏名及び役割 ・知識及び経験に関する説明 ・体験の機会の場合で行う事業が、規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に該当する場合には、その指導方法に関する説明
（9）認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	◎申請者が、土地又は建物の所有者でない場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書に代えて、当該土地又は建物に係る賃借権や使用貸借権等を証明する書類
（10）申請事業を実施することについての事業の実施者の同意書	様式第8号 (申請者と事業の実施者が同一の場合は不要)
（11）申請者が暴力団等でない旨記載した誓約書	様式第9号
（12）その他参考となるべき事項を記載した書類	

5 通知等

（1）認定等の通知

審査後、認定要件のいずれにも適合していると認められる場合は、申請者に認定証を交付します。また、事業の内容が認定の要件に適合しない場合は、その理由を示

- して、その旨を申請者に通知します。
- (2) 認定の有効期間
- 「認定の日から5年」です。

6 認定体験の機会の場合に係る周知等

認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場合である旨を表示することができます。

また、県ではインターネット、印刷物などの方法により、その周知に努めます。

7 変更等の届出

認定民間団体等は、次の①から③に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、規則様式第8又は規則様式第9に次の別表第2に掲げる書類を添付し、遅滞なく、その旨を届け出てください。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ②体験の機会の場合の名称及び所在地
- ③事業の内容

別表第2（変更及び廃止時）

内 容	届出様式及び添付書類
(1) 認定に係る内容を変更した場合	◎認定体験の機会の場合変更届出書（規則様式第8） ※添付書類：申請時に提出した書類（別表第1）のうち、変更に関する書類
(2) 認定体験の機会の場合を提供しなくなった場合	◎認定体験の機会の場合廃止届出書（規則様式第9） ※添付書類：認定証

8 更新

認定の有効期間の更新を受けようとする方は、**規則様式第10**による申請書と別表第1に掲げる書類を添付し、有効期間が満了する日の30日前までに提出してください。

9 報告

認定民間団体等は、当該事業年度の事業終了後3か月以内に**様式第12号、様式第13号**により事業の実施状況等を報告してください。

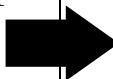
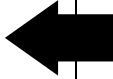
また、認定民間団体等は、認定体験の機会の場合で行う事業において事故や問題が生じた場合は、**様式第14号**により速やかに報告してください。

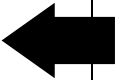
10 認定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消す場合があります。

- ① 認定体験の機会で行う事業の内容等が、認定の要件に適合しなくなったとき
- ② 認定民間団体等が、必要な届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ③ 認定民間団体等が、必要な報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告又は資料の提出をした場合
- ④ 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

11 手続きの主な流れ

	申請者	県
	1 申請書等の提出 ※申請書（規則様式第7）に別表第1（3～5ページ参照）の書類を添付 	2 申請の受付
		3 書類審査、現地審査の実施 （標準処理期間90日） ※佐賀県教育委員会へ協議
	○状況報告書等の提出 ※毎事業年度の事業終了後3か月以内に様式第12号、様式第13号により報告 ○事故等報告書の提出 ※事故や問題が生じた場合は、様式第14号により速やかに報告 	報告書受理
	○変更及び廃止の届出 ※変更届出書（規則様式第8）に別表第2（6ページ参照）の関係書類を添付 ※廃止届出書（規則様式第9）に認定証を添付 ※届出事由発生の日から遅滞なく届出	届出書受理
	1 更新申請書等の提出 ※有効期間満了日から30日前までに提出 ※更新申請書（規則様式第10）に別表 	2 更新申請の受付

	第1(3～5ページ参照)の書類を添付	
		3 書類審査等の実施 (標準処理期間30日) ※必要に応じて現地調査を実施
		4 認定結果の通知 ※更新の場合、認定証を交付 (有効期限5年)

12 問い合わせ及び申請書等提出先

佐賀県県民環境部有明海再生・環境課 生活環境担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号(佐賀県庁旧館1階北側)

TEL 0952-25-7774 FAX 0952-25-7521

メールアドレス ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp

佐賀県庁ホームページ 「環境教育等における体験の機会の場」の認定について

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00366900/index.html

別添

申請者チェック表 (申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者				
体験の機会 の場の名称				
住所				
担当者名				
電話				
e-mail				
(ここに記載されている個人情報は、登録の前後において、体験の機会の場の認定事業に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)				
チェ ック 番号	基準		申請者 チェック 欄	受付担当 チェック欄
1 2 3	申請書			
		※の欄（整理番号欄への記入はないか。）		
		A4 用紙を使用しているか。		
		その他必要事項が記入されているか。		
4	(個人の場合) 住民票の写し（発行日から 6 ヶ月以内のもの。）			
5	(法人その他の団体の場合) 株式会社、社団法人、NPO 法人等については、定款及び登記 事項証明書（登記事項証明書については発行日から 6 か月以 内のもの。）			
6	財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書（登記 事項証明書については発行日から 6 か月以内のもの。）			
7	その他の団体については、団体規約等（団体名、団体の連絡 先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事			

		業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
		法第 20 条第 4 項各号の規定に該当しないことを説明した書面（様式第 1 号関係）		
8		様式第 1 号と同様の内容が記載されているか。		
9		本人又は団体の代表者の署名又は捺印がされているか。		
10		直前の事業年度の事業の実績を記載した書類（様式第 2 号関係）		
11		該当事業年度分の記載があるか。		
12		事業の内容が記載されているか。		
13		事業の参加者数が記載されているか。		
14		事業の対象者が記載されているか。		
		事業が行われた場所、所要時間、実施回数が記載されているか。		
		事業計画書（様式第 3 号関係）		
15		申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものが		
16		あるか。		
17		事業の内容が記載されているか。		
		事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者、参加定員数、参加費用が記入されているか。		
		収支予算書（様式第 4 号関係）		
18		申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものが		
19		あるか。		
20		収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。		
		（収入）＞（支出）の場合の余剰金の使途について記載されているか。		
21		施行規則第 9 条第 2 項第 6 号の規定の内容について説明した書類（様式第 5 号関係）		
		項目ごとにチェック、記載されているか。		
22		知識及び経験について説明した書面（様式第 7 号関係）		

		体験の機会で行う事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。		
23		登記事項証明書（発行から6か月以内のもの。当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。）		
24		（体験の機会の中で事業を実施していない土地又は建物の所有者の場合） 事業実施者の同意書（様式第8号関係）		
25		別紙6と同様の内容が記載されているか。		
		事業実施者の署名及び捺印がされているか。		
26		申請者が暴力団等でない旨記載した誓約書（様式第9号関係）		
		事業実施者の住所（法人、団体にあつては事業所所在地）が記載されているか。		
		氏名（法人、団体にあつては事業所所在地）の記載及び捺印がされているか。		
		生年月日が記載されているか。		

別添

認定基準等適合自己チェック表

法律 施行規則	認定基準	申請者 チェック欄
法20条 1項1号	基本方針に照らして適切なものであること。	
規則8条 1項1号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。 【具体的な留意点】 ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。 ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な体験をする機会を提供している。	
2号	適切な計画が定められていること。 【具体的な留意点】 ・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。	
3号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。 【具体的な留意点】 ・緊急時の対応(連絡体制等を含む)が定められている。 ・スタッフへの事前講習が行われている。 ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。	
4号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。	
5号	利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・事業への参加費等による事業収益を株主に配当するなどしてない。	

6号	認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。	
2項	認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。 【具体的な留意点】 ・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。 ・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。 ・付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。	

規則様式第7（第9条関係）

体験の機会の場の認定申請書																					
	<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">※整理番号</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	※整理番号																			
※整理番号																					
年 月 日																					
佐賀県知事 様																					
氏名																					
申請者																					
住所																					
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。																					
体験の機会の場の名称及び所在地																					
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容																					
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲																					
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">日から</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">日まで</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年	月	日から	月	日まで															
年	月	日から	月	日まで																	

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則様式第8（第10条関係）

認定体験の機会の場合変更届出書		
整 理 番 号		年 月 日
佐賀県知事 様		
氏名		
届出者		
住所		
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。		
体 験 の 機 会 の 場 の 名 称		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 「体験の機会の場合の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則様式第9（第10条関係）

認定体験の機会の場合廃止届出書

整 理 番 号

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名

届出者

住所

認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体 験 の 機 会 の 場 の 名 称	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則様式第 10（第 11 条関係）

認定体験の機会の場合更新申請書			
		整 理 番 号	
		年 月 日	
佐賀県知事 様			
		氏名	
申請者			
		住所	
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。			
体験の機会の場合の名称及び所在地			
体験の機会の場合で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容			
体験の機会の場合で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲			
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場合を提供する期間	年	月 日から	月 日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 号（第 2 条関係）

欠格条項に該当しない旨の申出書	
年 月 日	
佐賀県知事 様	
氏名	
申請者	
住所	
申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当いたしません。	

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

法第 20 条第 4 項

次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 一 第 20 条の 6 第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 二 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体であっては、その代表者）のうちに

様式第2号（第2条関係）

事業実績報告書

事業の内容			
事業年度	年度		
参加者数	人		
事業の対象者			
事業の場所			
体験の機会について	体験活動のプログラムの内容	所要時間	指導者名

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号（第2条関係）

年度事業計画書

体験活動のプログラムの内容及び目的	所要時間	指導者名	参加定員数	参加費用

年 間 計 画	
月 日	実 施 事 項

様式第4号（第2条関係）

年度収支予算書

収 入（※1）		支 出（※2）	
項 目	金額（円）	項 目	金額（円）
合計①		合計②	

①>②の場合の剰余金の使途について （※3）	
---------------------------	--

備考

- ※1には、参加費等による収入、助成金等を記載すること。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載すること。
- ※2には、講師謝金、場所代、人件費、事務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載すること。
- ※3には、収入が支出を上回った場合の使途について記載すること。例えば、「次年度の事業への繰越し」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載する。①=②及び①<②の場合は、記載不要。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号（第2条関係）

参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置

区 分		内 容
安全管理体制	安全管理責任者	(職・氏名)
	安全管理体制の概要	<緊急時の対応方法>
	計画、マニュアル等の策定状況	あり ・ なし ※なしの場合、今後の策定予定（策定期間・内容等）
危険箇所の表示等	危険箇所の有無	なし ・ あり ※ありの場合、具体的な箇所
	危険箇所の表示	あり ・ なし ※なしの場合、その理由
	危険箇所がある場合の安全対策	
参加者及び実施者の安全確保措置	スタッフへの事前安全講習の実施状況	
	参加者への事前安全説明の実施状況	
	事故発生時の対応	<保険の加入状況> あり ・ なし ※今後の予定

備考1 安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、写しを添付すること。

2 危険箇所がある場合は、危険箇所の図面及び表示内容が分かる写真を添付すること。

3 事故発生時に備えて保険等に加入している場合は、証書の写しを添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 6 号（第 2 条関係）

土地・建物の管理状況

区 分		内 容
土 地 ・ 建 物 の 保 守 点 検	保 守 点 検 実 施 状 況 (※)	
	危険箇所がある場合 の 危険回避のための 措 置 状 況	
附 属 設 備 の 安 全 対 策		
その他土地・建物等の管理		

備考

- 1 土地・建物の保守・点検管理に係る書面、直近の消防署による立入検査の結果通知の写し等を添付すること。(※)
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

知識及び経験を有する者の確保状況及び業務の実施体制

◎従事者に関する事項

番号	体験の機会のある中で行う事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明 (※1)		経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)

備考

- 1 ※1には、体験の機会のある中で行う事業に係る経験や学歴等を※2の分類の根拠が分かるように記載すること。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- 2 ※2には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第8条第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会のある中で行う事業に1年以上以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載すること。
 - ◎ 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
 - 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 - × ◎及び○以外の者の場合
- 3 ※3には、※2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

同意書

年 月 日

〇〇〇〇（申請者） 様

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場の名称及び 所在地				
体験の機会の場で行う事業 の内容				
体験の機会の場で行う事業 の対象となる者の範囲				
体験の機会の場で行う事業 のために当該体験の機会の 場を提供する期間	年	月	日から	月 日まで

氏名

事業実施者

印

住所

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第9号（第2条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式第 12 号（第 7 条関係）

体験の機会場の認定事業 実施状況報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 4 第 1 項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 体験の機会場の名称及び所在地

2 認定事業の実施期間

3 添付書類

前年度における認定に係る体験の機会場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書（様式第 13 号）

- (1) 実施の内容
- (2) 実施の目的
- (3) 実施の期間
- (4) 実施の回数
- (5) 参加に要する費用
- (6) 参加者数
- (7) 収支決算書

備考

- 1 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 13 号（第 7 条関係）

体験の機会場の認定事業 実施状況報告書

(1)～(6)

体験の機会場の名称					
実施内容	実施目的	実施期間	実施回数	参加に要する費用	参加者数

様式第 13 号（第 7 条関係）

(7) 収支決算

【収入】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

備考

- 1 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 2 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 3 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付すること。
- 4 様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 14 号（第 7 条関係）

体験の機会の場合認定事業 事故等報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名

報告者

住所

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

体験の機会の場合の名称 及び所在地	
事故等発生日時	年 月 日（曜日） 午前・午後 時 分頃
事故等発生場所	
事故等発生時の具体的 状況及び対応の状況	
事故等の原因	
保険加入状況等	・ 保険の加入状況 ☐ 有（ ☐ 手続中 ☐ 未手続） ☐ 無 ・ 損害賠償 ☐ 有（ ☐ 完結 ☐ 継続） ☐ 無 ☐ 未交渉
再発防止策等	
担当者	担当者名： 電話：

備考

- 1 報告者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育
並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

平成30年6月26日

目 次

はじめに	1
1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項	3
(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全	3
(2) 環境保全のために求められる人間像	4
(3) <u>取組の基本的な方向</u>	5
① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向	5
ア 気候変動への対応等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性	5
イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性	5
ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備	6
② 環境教育の推進方策についての取組の方向	6
ア 環境教育がはぐくむべき能力	7
イ 環境教育に求められる要素	8
ウ 環境教育において特に重視すべき手法	8
③ 協働取組についての取組の方向	9
ア 対等な立場と役割分担	10
イ 相互理解と信頼醸成	10
ウ 調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用	10
エ 情報公開と政策形成への参画	10
2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	10
(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方（略）	
(3) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策	
①～⑤（略）	
⑥ <u>体験の機会の場の認定</u>	24
⑦～⑨（略）	
3 その他の重要事項（略）	

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関

する基本的な方針

はじめに

私たち人間は、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。つまり、人間と他の生物は運命共同体とも言える関係をなしており、お互いに尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきものです。私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心をはぐくむことにもつながります。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。そして、世界中の経済が相互に密接な関係を有している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、日本にいながら、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。また、我が国は、今、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面しています。

今や本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となり、地域の様々な行政分野と同様に、地域の環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。

2011年（平成23年）3月の東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故をはじめとする甚大な人的・物的・経済的被害をもたらしました。被災地では、除染やインフラの再構築により、一定の復旧・復興は進んでいるものの、除染で発生した土壌等や放射性物質汚染廃棄物への対応を含め、復興は未だ道半ばとなっています。一方で、震災復興を契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった課題にも向き合いながら、持続可能な地域づくりに向けた新たな取組が各地で進められています。

上述の我が国の人口動態とは対照的に、アフリカ、アジア諸国を中心に世界の人口は増大しており、世界的な天然資源・エネルギー、水、食糧等の需要拡大を招き、今後、我が国経済にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

こうした我が国の様々な課題を更に深刻にしかねないのが、地球規模の環境の危機です。

2015年（平成27年）9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットを提示していますが、この中には、地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は、我が国にも例外なく及びうるもので、自然災害のリスクを増幅させることが深く懸念されます。2015年（平成27年）12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。これは、世界全体での脱炭素社会（今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。）の構築に向けた転換点となりました。

また、地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の危機に瀕し、生態系サービス（人々が生態系から得ること

ができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益)が劣化し、世界の食料需給は中長期的な逼迫が懸念されます。

さらには、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しています。

このため、環境教育等の取組においても、これまで以上に持続可能な開発のための教育(E S D)やSDG sとの関連を踏まえたものにしていく必要があります。

E S Dについては、我が国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005年～2014年)の後継として、2013年(平成25年)の第37回ユネスコ総会において「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム(G A P)」が採択されました。これを受け、2016年(平成28年)3月10日、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議において「我が国における『E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画(以下「E S D国内実施計画」という。)」を決定しました。本実施計画は、G A Pが定める以下5つの優先行動分野に沿って、関係省庁が取り組むべき事項を明記したものであり、環境教育をE S Dが包含する形で整理がなされています。

また、2016年(平成28年)12月22日、政府のSDG s推進本部で決定された「持続可能な開発目標(SDG s)実施指針」の中では、SDG sを達成するための具体的施策として、「E S D・環境教育の推進」が盛り込まれ、2017年(平成29年)9月には、日本ユネスコ国内委員会において、「教育はSDG sの目標4に位置付けられており、E S Dは目標4の中のターゲット4. 7に記載されています。しかし、教育については、『教育がすべてのSDG sの基礎』であり、『すべてのSDG sが教育に期待』している、とも言われています。特にE S Dは持続可能な社会の担い手創りを通じて、17すべての目標の達成に貢献するものです。ですから、E S Dをより一層推進することが、SDG sの達成に直接・間接につながります。また、SDG sを、E S Dで目指す目標が国際的に整理されたものとしてとらえることもできます。」と整理されています。

さらには、2017年(平成29年)3月に告示された小・中学校の新学習指導要領においては、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善を図っていくことが示されました。

環境保全活動・協働取組の推進については、2010年(平成22年)に国連環境計画(UN3E P)により「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る国内立法の発展に関するガイドライン」が採択されました。また、SDG sにおいて、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する(ゴール16)」、「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する(ゴール17)」といったゴールが示されました。国内においても、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成22年法律第72号)」の制定、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第51号)」による国内希少野生動植物種の提案募集制度の制定など、環境保全への参加・協働を促進するための法制度が整備されてきています。

政府としては、こうした背景を踏まえつつ、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)」(以下「法」という。)に基づき、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会づくりに共に取り組んでいきます。

1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。「持続可能な開発」という考え方は、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が1987年（昭和62年）に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で初めて提示され、その内容は国際的な議論等の中で深められており、現在、その理念や考え方として、以下の4つの共通的理解があります。

第1は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという、長期的な視点を持っている点です。

第2は、地球の大自然の営みとのきずなを深めるような新しい社会や文化を求めている点です。地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすことが、持続可能な社会の一つの要件と考えられています。

第3は、人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で、浪費を退けるような新しい発展の道を実践することにより、世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしている点です。

第4は、多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が不可欠であるとしている点です。こうした理念や考え方を踏まえた我が国としての持続可能な社会づくりを目指し、法に基づく措置を進めていく必要があります。

今私たちは、気候変動への対応、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。こうした問題は、日々の暮らしに深く関わっている私たち自身が、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として、そして民間団体による活動の中で、取り組まなくてはなりません。

私たちが、自発的な行動により、持続可能な社会の構築を目指していくためには、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。また、持続可能な社会は、様々な産業、家庭や地域といった社会、科学技術、文化、歴史の継承とも深く関わってきます。さらに、持続可能な社会をつくるためには、世界的な視野に立ち、地球市民として取り組むことが必要です。

環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑にかかわっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があります。自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要です。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえます。

また、国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があります。各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すことが必要です。

これらを実現するために、多様な主体の参加によるパートナーシップは、今後、より重要となってきます。これにより、多角的な視点を養うことができ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を図るための人材の育成につなげることが可能となります。すなわち、パート

ナートシップの充実・強化は人づくりにも資するものです。

(2) 環境保全のために求められる人間像

環境保全を推進していくために求められる人間像としては例えば以下が挙げられます。

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

こうした要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言えます。また、こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成されていくべきものです。

(3) 取組の基本的な方向

① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向

ア 気候変動への対応等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性

環境という私たち共通の生存基盤は、誰のものでもありません。誰のものでもないだけに、誰かが守り、良くしてくれるものではありません。社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等といったあらゆる主体が、自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みをつくり出し、取組を更に進める原動力となります。さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながります。

気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題は、こうした自発的な取組を必要としています。法にいう環境保全活動は、これらの課題に自発的に手足を動かして取り組んでいこうとする活動です。政府は、法に定める基本理念に基づき、また、気候変動対策その他の課題への取組の確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていきます。

イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性

1992年（平成4年）の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」においては、環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われると記述され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組が重要であり、かつ、不可欠であることが明らかにされました。

社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をすることにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

特に、喫緊の課題となっている気候変動への対応や生物多様性の喪失等については、あらゆる主体による取組が必要であり、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策や、気候変動による被害の回避・軽減等を図る適応策、自然と共生する社会の実現等の具体的な成果に結びつくよう総合的に施策を進めていきます。

ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備

こうした活動を支える枠組みとして、1998年（平成10年）に「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」が制定され、その後、民間活動の促進に関連した法律の整備が進められてきました。こうした枠組みにより民間活動が社会の中に位置付けられ、更に取組が活発化するという好循環が見られています。加えて、税制、助成、事業委託等により活動の経済的基盤が形づくられています。民間活動を支援するためには、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。また、自発的な活動の重要性、自主性を尊重した取組の在り方についての各主体の理解を深める必要があります。

さらに、体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠です。そのためには、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする力（ファシリテーション力）、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う力（コーディネート力）は欠かせないものであり、こうした力を有する人材を育てていく必要があります。

また、環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切となっており、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえます。

特に、地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域ぐるみで循環共生型の社会づくりを目指すことが大切です。廃棄物処理施設の見学、身近な自然とのふれあい等の体験を通じて、環境と社会・経済とのつながりを実感していくことは重要です。また、地域循環共生圏、ひいては環境・生命文明社会の形成につなげていくため、都市部や地方部の交流など、地域を越えたつながりを構築していくことが求められます。

政府としては、家庭、学校、職場、地域等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、各種行事等の自発的な活動が、主体性をいかしながら自律的に社会経済や地域の中で定着し、地域を越えた交流が促進されるよう、その環境づくりを進めます。

② 環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育については、1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。行動に結

びつくり人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

環境教育は、このような指摘等から分かるように、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活の在り方に応じ、生涯にわたって行動に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

また、現在、人々の環境配慮行動や環境教育等実施状況を鑑みると、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲をはぐくむための「体験活動」を促進することが重要です。

さらには、第五次環境基本計画に「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」といった考え方が掲げられました。

環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のような共通の方向性があり、これを踏まえて推進する必要があります。

ア 環境教育がはぐくむべき能力

環境教育によって育成することを目指す人間像は、1（2）「環境保全のために求められる人間像」において示したとおりですが、そうした人間に求められる能力として、知識や思考力といった認知的な側面や、心情、態度、意欲及び感性など社会・情動的な側面の両面から捉える必要があり、大きくは、「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができます。

・「未来を創る力」

社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力

課題を発見・解決する力

客観的・論理的思考力と判断力・選択力

情報を活用する力

計画を立てる力

意思疎通する力（コミュニケーション能力）

他者に共感する力

多様な視点から考察し、多様性を受容する力

想像し、推論する力

他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力

地域を創り、育てる力

新しい価値を生み出す力 等

・「環境保全のための力」

地球規模及び身近な環境の変化に気付く力

資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力

環境保全のために行動する力 等

イ 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。

このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、「ウ」において記述する手法を行うことを前提として、以下の要素を重視していきます。

- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

なお、いのちの大切さを学ぶことについては、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが必要です。

この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

これらの内容は、身近な自然や地域の身近な課題を教材とすることで、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

ウ 環境教育において特に重視すべき手法

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、学習に参加する者から気付きを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点が重要となります。人は人とのつながりの中で、知識を得て、理解を深め、価値観を形成させていきます。身近な家族や仲間のみならず、時には、日常や人生の過程で深く接して来なかった人との出会いが、つながりの本質や、自身や社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因にもなり得ます。

特に、その手法としてこれまでも重要とされてきた「体験活動」は、この観点から意義や内容等を捉え直す必要があります。体験の内容は、自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。

また、その学びのプロセスについても、感性を働かせるというインプットだけではなく、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するというアウトプットまでを含めた一連の過程として整理する必要があります。

こうした学びの実践においては、以下の点に留意することで、これまでになかった気付きや感動を得られるほか、自尊感情や創造性を高めることができます。また、実践者においても、参加者の生き生きとした表情や態度を間近に見て、自尊感情等が高まることで、新たな取組の発案・創造につなげることができます。この学びは、学校教育における環境教育の実効性の向上に寄与するほか、企業の社員教育や地域住民に対する普及啓発にも有用です。

【体験活動を通じた学びの実践に求められる要素】

- ・「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
- ・学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
- ・感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
- ・体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
- ・活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
- ・人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。

- ・自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
- ・褒められる機会が組み込まれていること。等

また、この「体験活動」を通じた学びを行う際には、特定の地域からの視点を持ったもの、特定の地域を拠点としたものとする事で、上述の効果に加え、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進、地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加、地域の企業や地域自体の価値・活力の向上など複合的・波及的な効果が創出され、「地域循環共生圏」の創造にもつながっていきます。こうしたものは地域間の交流を促進する体験活動として特に積極的に進めていくことが必要です。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、体験活動を一過性のイベントにしてはなりません。そのためにも、実践に関わる者が、各々の実践のねらいの具体化や、実践による効果（意識や行動の変容、創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくことが必要であります。この際、SDGsは各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与するかというストーリーを考える上で旗印となり得ます。

③ 協働取組についての取組の方向

分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、国民、民間団体、学校、事業者等、そして国又は地方公共団体が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが可能となります。

また、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）とも言える財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

- ・ 対等な立場と役割分担
- ・ 相互理解と信頼醸成
- ・ コーディネーターやファシリテーターの活用
- ・ 情報公開と政策形成への参画

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方 （略）

(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

①～⑤ (略)

⑥ 体験の機会の場の認定

体験の機会の場は、地域や国を越えた交流を促進し、地場産業の担い手の育成や、ひいては日本の環境の魅力を海外に発信するポテンシャルを有しています。これを踏まえ、政府は、体験の機会の場を「地域や国を越えた交流の拠点」と位置付けて、地方公共団体と連携して認定の促進を図ります。また、環境教育等に関する研修・イベント等で場を積極的に活用するとともに、認定事業者の実践事例や自発的な研究成果を国内外問わず広く発信して、地域の魅力も高めていきます。

さらには、認定制度の実効性を高めるため、体験の機会の場の認定を受けた場合、その事業概要や成果等について広く周知する、認定を受けていることを証するマークを作成するなど、認知度の向上に努めていきます。

なお、認定に際しては、場の性質に応じて一定の安全確保が講じられることを認定要件として、体験の機会の場の信頼性の確保に努めます。

⑦～⑨ (略)

3 その他の重要事項 (略)